



経営事項審査(経審)の評価が2023年1月以降、一部見直されます。対象は、「社会性等」の項目、いわゆる「W点」に関するものです。時流を踏まえ、担い手の育成・確保に関する取り組み、建設機械の保有状況、規格に基づく登録・認証状況が適正に評価されるように、評価項目が再編されるとともに、新設・追加・拡大されます。具体的な見直し内容を、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 経営指導係長の今村 隆輔氏にお聞きしました。



霞が関から

技能者の公正な評価は建設業界全体で取り組むべき課題であり、皆さまの新たな取り組みを期待します。

担い手の育成にワーク・ライフ・バランスとCCUSを

見直しの全体像をまず示します(図)。

「W1」は「労働福祉の状況」から「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に改め、現在は独立した評価項目として位置付けられている「若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」の2つを、そこに再編します。そのうえで、「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(CCUSの導入状況)」の2つをそこに新たに組み込みます。

「W7」は、災害が激化・頻発化する中、地域防災の観点から災害時の復旧対応に使用される建設機械の保有状況を、定期検査を基に確認し、加点点評価するものです。



図:経営事項審査における「社会性等」(W点)の評価項目見直しの全体像

【現行】		【改正(案)】 (改正公布R4.8、施行R5.1を予定)	
項目	評点(最大)	項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況 (45)		W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (77)	
①雇用保険の加入状況 -40		①雇用保険の加入状況 -40	
②健康保険の加入状況 -40		②健康保険の加入状況 -40	
③厚生年金保険の加入状況 -40		③厚生年金保険の加入状況 -40	
④建退共の加入状況 15		④建退共の加入状況 15	
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 15		⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 15	
⑥法定外労災制度の加入状況 15		⑥法定外労災制度の加入状況 15	
		⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 2	
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 10	
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 5	新設
		⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (CCUSの導入状況) 15	新設
W2 建設業の営業年数 60		W2 建設業の営業年数 60	
W3 防災活動への貢献の状況 20		W3 防災活動への貢献の状況 20	
W4 法令遵守の状況 -30		W4 法令遵守の状況 -30	
W5 建設業の経理の状況 30		W5 建設業の経理の状況 30	
W6 研究開発の状況 25		W6 研究開発の状況 25	
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加算) 15		W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種に他に加算対象を拡大) → 拡大 15	
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況 (10)		W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 (10)	
①ISO9001 5		①品質管理に関する取組(ISO9001) 5	
②ISO14001 5		②環境配慮に関する取組(ISO14001、エコアクション21) → 追加 5 (エコアクションの場合3)	
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 2			
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 10			
合計 (最高点) 217		合計(最高点) 237	

担い手確保に関する取組の状況に再編

Wの素点が大きく増加することから、総合評価値P点への換算式を変更

ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーなど、現在は6種類と定められている加算対象機種を、災害対応の実情に合わせて拡大します。

環境配慮への取り組みを適正評価

「W8」は「国際標準化機構が定めた規格による登録状況」を「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」に改め、環境配慮に関する取組に関する評価対象として、現行の国際標準化機構が定める「ISO14001」に加えて、環境省が定める「エコアクション21」を追加します。建設会社の環境配慮への取り組みを適正に評価する狙いです。

見直しの詳細を個別に紹介していきます。

まず、新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」です。ここではワーク・ライフ・バランスに関する既存の認定制度と連携する形で、それらの認定を受けていることを評価します。評価対象の認定制度は、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」です。評点は最高5点です。

カードリーダー設置には最大15点

次に、「CCUS(建設キャリアアップシステム)の導入状況」です。審査基準日(直前の事業年度終了日)までの1年以内に発注者から直接請け負った民間工事を含むすべての建設工事またはすべての公共工事で、技能労働者の就業履歴を蓄積するため、CCUS上での現場登録やカードリーダー設置など必要な措置を実施していることを、評点15点または10点で評価します。ただし建設業法上許可不要の軽微な工事や災害応急対策等に関する工事は、事業者による過度な負担を強いる懸念があるため、審査対象から除外します。なおこの見直しは、2022年8月以降に始まる事業年度を審査対象の期間とします。

「建設機械の保有状況」では、災害対応で活躍しているものの経営事項審査上は加算対象になっていない建設機械が存在することから、加算対象機種を拡大するものです。具体的には、①ロードローラーなどの締固め用機械②ブレイカーなどの解体用機械③高所作業車④最大積載量5t未満のダンプトラック——の大きく4機種を追加します。

最後は、「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」です。環境省が定める「エコアクション21」を追加する背景には、中小・零細規模の建設会社にも環境配慮への取り組みが求められる中、都道府県の競争参加資格審査では中小企業でも取得が比較的容易な環境マネジメントシステムに関する認証である「エコアクション21」を加算する動きが広がっていることが挙げられます。評点は、現在加算対象としている「ISO14001」が5点なのに対し、「エコアクション21」は審査基準の少なさや認証手続きの簡便さから、それより低めの3点に設定しています。環境配慮への取り組みは今後も活発化していく見通しです。「ISO14001」や「エコアクション21」以外の認証についても、建設業界の今後の取り組み状況を見ながら適切なものを適切な時期に追加していく方針です。

対応していないと総合評価は減点へ

ご留意いただきたいのは、新たに加わる評価項目で加算がない場合、総合評価値である「P点」は下がることになる、という点です。それは、配点の大きい「CCUSの導入状況」を新設したことで「P点」に占める「W点」の比重が大きく増し、今回は見直し対象としていない「経営規模」「経営状況」「技術力」といった評価項目とのバランスを維持する必要が生じたため、それらの評価項目から総合評価値「P点」を求める計算式も見直しているからです。見直しを意識した新たな取り組みの検討が求められます。

とりわけ「CCUSの導入状況」は、配点が高いだけに、加算された場合には「P点」の引き上げ効果が見込めます。CCUSが狙いの一つとする技能者の公正な評価は、建設業界全体で取り組むべき課題です。皆さまの新たな取り組みを期待します。(談)